

## 認定 NPO 法人に関する認定基準

認定 NPO 法人として認定を満たすためには、次の 9 つの基準を満たす必要があります。

### (1) PST(パブリック・サポート・テスト)に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 1 号)

PST とは、NPO 法人が広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、次の 3 つの基準のいずれかに適合することが必要です。詳細は、[ブログをご覧ください](#)。

- ① 相対値基準
- ② 絶対値基準
- ③ 条例個別指定基準

### (2) 活動の対象に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 2 号)

実績判定期間における事業活動のうち、次の 4 つの活動の占める割合のすべてが 50%未満になることが必要です。詳細は、[ブログをご覧ください](#)。詳細は、[ブログをご覧ください](#)。

- ① 会員又はこれに類する者に対する資産の譲渡若しくは貸付又は役務の提供、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動
- ② 特定の範囲の者(会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、地縁に基づく地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者)に便益が及ぶ活動
- ③ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ④ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

### (3) 運営組織及び経理に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 3 号)

組織運営及び経理に関して、次の 4 つの基準をすべて満たすことが必要です。

- ① 各役員について、次に掲げる者の数の役員の数に占める割合が、それぞれ 3 分の 1 以下であること
  - ・役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者
  - ・特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く)の総数又は総額の 50%以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係のある法人を含む)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と特殊な関係のある者
- ② 各社員の表決権が平等であること

- ③ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は青色申告法人と同等の帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること
- ④ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適切な経理が行われていないこと

#### (4) 運営組織及び経理に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 4 号)

その事業活動に関して、次の 4 つの基準をすべて満たすことが必要です。

- ① 次に掲げる活動を行っていないこと
  - ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること
  - ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること
  - ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対すること
- ② その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族又はこれらの者と特殊な関係のある者に対し特別の利益を与えないこと
- ③ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものの割合が 80%以上であること
- ④ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

#### (5) 情報公開に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 5 号)

事業報告書等、役員名簿及び定款等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させることが必要です。

#### (6) 事業報告書等の提出に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 6 号)

都道府県等の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出することが必要です。

#### (7) 不正行為等に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 7 号)

法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないことが必要です。

例えば、事業報告書等の期限後提出があった場合には、法令違反となり認定の基準に合致しないこととされるため、留意が必要です。

**(8) 設立後の経過期間に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 8 号)**

認定 NPO 法人の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していることが必要です。

**(9) 認定基準適合期間に関する基準(NPO 法第 45 条第 1 項第 9 号)**

実績判定期間において、上記(3)、(4)①及び②並びに(5)から(7)までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、認定 NPO 法人の認定等を受けていない期間が含まれている場合には、当該期間については上記(5)④から⑩までに掲げる基準を除く)に適合していることが必要です。